

京都市都市計画局建築請負工事監督技術基準

平成15年3月31日都市計画局決定

改正 平成15年5月29日、平成23年5月23日、平成28年3月25日、
令和2年3月31日、令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この基準は、京都市都市計画局建築請負工事監督細目第3条に規定する監督事務に関する必要な技術基準を定めることにより、業務の適正な実施を図るものとする。

(定義)

第2条 この基準において使用する用語は、京都市都市計画局建築請負工事監督細目において使用する用語の例によるものの他、次の各号に定めるところによる。

- (1) 契約図書 工事請負契約書、設計書、仕様書、図面その他関係書類（現場説明に関する回答書を含む。）をいう。
- (2) 指示 監督員が受注者又は現場代理人（以下「受注者等」という。）に対し工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。
- (3) 承諾 契約図書で明示した事項で、受注者等が監督員に対し書面で申し出た事項について、監督員が書面をもって了解することを言う。
- (4) 協議 書面により契約図書の協議事項について、監督員と受注者等が結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (5) 検査 契約図書に規定された工事の施工の各段階で受注者等が確認した施工状況や材料の試験結果等について、受注者等から提出された資料に基づき、監督員が契約図書との適否を判断することをいう。
- (6) 立会い 契約図書に示された項目について、工事の施工上必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うため、監督員がその場に臨むことをいう。
- (7) 把握 監督員が、臨場若しくは受注者等が提出した資料により、施工状況、使用材料、提出資料の内容等について監督員が契約図書との整合を自ら認識しておくことをいう。
- (8) 受理 契約図書に基づき受注者等の責任において監督員に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。
- (9) 通知 監督員が受注者等に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (10) 確認 工事が契約図書のとおりに実施されているかいないかを確かめ、受注者等に対して認めることをいう。
- (11) 調整 監督員が関連する工事との間で、工程等について相互に支障がないよう協議し、必要事項を受注者等に対し指示することをいう。

(監督事務)

第3条 監督員は、別表に示す項目について、監督を実施するものとする。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成１５年５月２９日決定）

（施行期日）

- 1 この基準は、平成１５年６月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 この基準による改正後の京都市都市計画局建築請負工事監督技術基準の規定は、この基準の施行の日以後に契約した工事から適用する。

附 則（平成２３年５月２３日決定）

（施行期日）

- 1 この基準は、平成２３年６月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 この基準による改正後の京都市都市計画局建築請負工事監督技術基準の規定は、平成２３年４月１日以後に契約した工事から適用する。

附 則（平成２８年３月２５日決定）

（施行期日）

- 1 この基準は、平成２８年４月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 この基準による改正後の京都市都市計画局建築請負工事監督技術基準の規定は、この基準の施行の日以後に契約した工事から適用する。

附 則（令和２年３月３１日決定）

（施行期日）

- 1 この基準は、令和２年４月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 この基準による改正後の京都市都市計画局建築請負工事監督技術基準の規定は、この基準の施行の日以後に契約した工事から適用する。

附 則（令和６年４月１日決定）

（施行期日）

- 1 この基準は、令和６年４月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 この基準による改正後の京都市都市計画局建築請負工事監督技術基準の規定は、この基準の施行の日以後に契約した工事から適用する。

別表 （第3条関係）

項 目	業 務 内 容	関連図書
1 一般事項		
(1) 関係官庁への届出手続等	受注者等が行う工事の施工に必要な官公署への届出手続きについて、事前に届出内容を確認する。	標準仕様書
(2) 工事実績情報の登録	受注者等が行う工事実績情報の登録について、事前に登録内容を確認し、正確な情報が速やかに登録されるよう指導するとともに、受注者等から登録されることを証明する資料を受理する。	標準仕様書
(3) 施工体制台帳の受理	「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき作成された施工体制台帳の写しを受理する。	標準仕様書
(4) 工期変更協議の対象通知	工事請負契約書の規定に基づく工期変更について、協議及びその結果の通知を行う。	標準仕様書
2 工事関係図書		
(1) 契約図書の内容の把握	契約図書及び次の項目について把握する。 ● 配置技術者の専任制及び技術者の適正な配置 ● 施工体制台帳の整備 ● その他契約の履行上必要な事項	
(2) 契約図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	契約図書に示された指示、承諾、協議、把握及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。	契約書
(3) 実施工程表の受理	受注者等が作成した実施工程表により施工の順序及び工期全体を把握し、これを承諾する。 実施工程表の補足として、必要に応じ、週間又は月間工程表、工種別工程表等の作成を指示する。	標準仕様書
(4) 施工計画書の受理	受注者等から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。ただし、品質計画については承諾する。	標準仕様書
(5) 詳細図書の作成又は承諾	工事施工のための詳細図書（施工図、現寸図等）を必要に応じて作成及び交付し、又は受注者等が作成した詳細図書を承諾する。	契約書 標準仕様書
(6) 工事の記録	受注者等に対し、必要に応じて工事記録の提出又は提示を求め、内容を十分検討し確認する。	標準仕様書
3 工事現場管理		
(1) 施工管理技術者	施工管理技術者に関する資格または能力を証明する資料を受理する。	標準仕様書
(2) 電気保安技術者	当該工事における電気工作物の工事を行うに当たり必要な電気保安技術者の資格又は知識及び経験を証明する資料を受理する。	標準仕様書

(3) 工事用電力設備の保安責任者	工事用電力設備の保安責任者として、法令に基づく有資格者を確認する。	標準仕様書
(4) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望などの報告に対し必要な処置を行う。	標準仕様書
(5) 事故等に対する措置	事故等が発生したときは、速やかに状況を調査し、工事担当課の長に報告する。	標準仕様書
4 材料		
(1) 工事材料の検査	工事材料の検査は、受注者等から請求のあった日から7日以内に应じる。	契約書
(2) 調合材料	- 設計図書に定めた場合、材料の調合に立ち会う。又、調合について見本検査を指定した場合、当該検査をする。 - 立会い又は見本検査は、受注者等から請求のあった日から7日以内に应じる。	契約書
(3) 破壊による検査	工事材料及び調合材料の検査、立会い等の規定に違反した場合において必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して検査する。	契約書
(4) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し	- 設計図書に定めた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。 - 引渡しの日から7日以内に受領書又は借用書を受理する。	契約書
5 施工		
(1) 技能士	技能士を特記により定めた場合は、資格を証明する資料を受理する。	標準仕様書
(2) 技能資格者	設計図書に定めた技量を有する者又はこれらと同等以上の能力がある者とし、資格または能力を証明する資料を受理する。	標準仕様書
(3) 施工の立会い	設計図書に定めた施工の立会いは、受注者等から請求のあった日から7日以内に应じる。	契約書 標準仕様書
(4) 施工の確認、検査等	設計図書に定めた場合、一工程の施工が完了し報告された場合及び監督員の指定した工程に達した場合は、検査する。	標準仕様書
(5) 改善請求及び破壊による検査	- 工事の施工が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められたときは、改善の指示を行う。 - 工事の施工の立会いに関する規定に違反した場合又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して検査する。	契約書

4 その他		
(1) 関係機関との協議及び調整	工事に関して、関係機関との協議及び調整等における必要な措置を行う。	
(2) 現場発生材の処理	工事現場における発生材については、規格、数量等を確認し、その処理方法について指示する。	
(3) 工事完成検査等の立会い	原則として監督員は工事の完成、既済、完済、中間技術の各段階における工事検査の立会いを行う。	